

# 「子どもの権利条約」を巡って(3)

守屋 光雄

「幼児の教育」編集部から「子どもの権利条約」

について、自由に、私の言いたいことを書くように依

頼があり、本誌一月号に本田和子さんが、六月号に

永井憲一さんが、同テーマで、夫々の立場で書かれ

たエッセイも読ませていただきました。

そこで、私は「御自由に」という原稿依頼文に甘

えて、「子どもの権利条約」にもっと関心を」と

いう私の切なる願いを筆の赴くままに訴えたいと思

います。

「幼児の教育」の読者の皆さん!! 本年五月の

ゴールデンウィーク——なかでも、五月三日の「憲

法記念日」、五月五日の「子どもの日」をどうお過

ごしてしたか。

私たちが敗戦によって勝ち得た平和を希求し、戦

争を放棄し、久しく奪われてきた人間平等の人権を

何よりも尊重することを柱として制定された「日本国憲法」も、いつの間にか、武器をもった自衛隊という軍隊が増強され、そうした違憲の軍隊が国際貢献の名のもとに海外に派遣されるに至っています。もろもろの差別は温存され、言論の自由さえも脅かされています。弱者と称せられる子ども、女性、老人、障害児（者）の人権も守られていません。

世界に誇り得べき「日本国憲法」の「平和」と「人権」の太い柱は、揺らいでいます。憲法の理念に基づいてつくられた「教育基本法」も、「児童福祉法」も、そして、「児童憲章」さえも、歪められ、空文化されてきています。「憲法が危ない」「平和が危ない」「人権が危ない」このきびしい状況を私たちは、はっきり認識し、「憲法記念日」に、「子どもの日」に、語りあい、何らかの言動をおこされた方は何人おられたでしょうか。況んや「子どもの権利条約」のことなんか、思いも浮かばなかった人が多かったと思われま

私は、本年三月六日で、満八十歳の誕生日を迎えました。が、一九三六年京都帝国大学卒業（心理学専攻）以来、五十有余年、子ども——とくに乳幼児および障害児の心理と保（教）育に関する研究と実践と共に、護憲、反戦、平和、人権尊重の運動ひとすじに生きてきました。

敗戦後は、子どもの人権と平和を守るための運動として、私の住んでいた京都市でも、一九五二年「京都子どもを守る会」が結成され、私は初代会長に選ばれました。また「しろはと子ども会」を組織して、幼児や小学生を対象に、反戦、平和、平等を説いたり、さらに同志松田道雄（小児科医、評論家）氏らと共に、関西保育問題研究会を創立、子どもの育てられる権利と女の働く権利を両立して守るための民主的保育施設運営と増強を訴えました。

六〇年安保闘争をはじめ、母親大会、教研大会、子どもを守る文化会議などに積極的にかかわり、平

和や人権を守る運動にはげんできました。

この間、一九五九年に、国際連合では、「子どもの権利宣言」が採択され、そこでは、「すべての子どもは、差別されることなく、保護され、教育を受け、(to receive education) 権利がある」と宣言されていましたが、一九八九年、国連で、全会一致で条約として採択された「子どもの権利条約」では、「子どもは教育を受ける権利がある」のではなく、「子どもは主権者として、教育への権利(right to education)がある」と謳われ、権利の行使者としての子どもの人格が明言されています。この条項だけをとっても、「子どもの権利条約」は従来の憲章や宣言を超越した画期的な「子どもの憲法」ともいえる国際条約なのです。

しかし、憲法だ、憲章だ、宣言だ、条約だ……といわれても、現実の生活に縁遠い存在のように思っている方が少なくないでしょうが、権利の保障はほ

んとうは空気のように、普段は気づかなくても、それが汚染されたり、酸欠になったら大変なことになるのです。権利についても、むつかしいこと、子どもに権利なんて無用とさえ考える人がいます。況んや「子どもの権利条約」となると聞いたことも、読んだこともないという無関心派がたくさんいます。ここが問題なのです。

幼稚園や保育所でも、子どもこそ主権者であるという確固たる認識をもち、保育実践に取り組んでいる保育者はどの位いるでしょうか。

周知の通り、幼稚園教育要領や保育所保育指針が久し振りに大改訂されましたが、保育者の頭の切り替えは、まだまだ不十分で、改訂の条項とか、領域の問題など表面的あるいは枝葉末節的な解釈や実践に追われ、その原点となる保育哲学が確立しておらず、相変わらず、現場では、乳幼児は保護の対象とみなされ、保育者⇨指導者⇨権力者の既成観念は根

本的に改められず、子どもを視座においた保育がながしろにされているのが現状です。教育要領や指針改訂の根本保育哲学は、子どもを管理、指導するのではなく、保育の主権者は子どもであり、子どものもろもろの権利を保障することが必要で、保育者は子どもにとって何が一番よいかを考えねばならないということです。それは、まさに「子どもの権利条約」の理念と一致するものです。

要するに、いくら、教育要領や保育指針の文言や「子どもの権利条約」の条文を、逐一解釈、説明してみても、子どもを差別し、その権利を無視または軽視しつづけてきた歴史や社会が変革され、子どもが「独立した権利の行使者」として認められることへの価値観、子ども観の抜本的転換がなければ、たとえ、この条約が日本で批准されても、条約の哲学は骨抜きにされ、日本国憲法のように、やがては風化し、逆行していくことは決して杞憂ではないのです。

私の保育ないし人生哲学は、「破」から「立」への、創造・逆転・止揚の論理であり、それは、また、自己変革、集団変革、社会変革の論理でもあります。



「子どもの権利条約」が、権利施行が可能になるよう国内法も改訂整備したうえで、世界各国で批准され、真に、子どもが「独立した権利の行使者」という人格として認められるためには、既存の価値観の転換、止揚こそが必要であります。そのような意識変革がなければ、子どもの権利を守りつづけることは困難です。

「子どもの権利条約」が敬遠される理由の一つには、権利条約にしても、法律用語というものは、大人でも読みにくく、理解の困難な表現が多いことにもあります。

そこで私は、子ども語訳、ユニセフ版の絵本『子どものけんり』（佐学社）をおすすめします。この本は、内外の画家が「子どもの権利条約」の大事な条文の前身を描いていますし、他の主な条文についても、子どものことばで表現されています。大人も子どもも、とっつきやすく、絵をみるだけでも、条

文の意味するところが、ある程度理解できます。文もわかりやすい子どものことばで書かれていますから、親子でも、保育者と子どもとでも、一緒に絵を見たり、文を読んだりすれば、「子どもの権利条約」の理念や条文についても理解しあえます。

たとえば、

「みんな平等なんだ」（第二条）（日本人も、外国人も、男も女も、はだの黒い人も白い人も、みんなひとりの人間なのだ、いじわるや差別してはいけませんよ）

「こどもにいちばんいいことをして」（第三条）

（おなかをすかしている子、病気なのに病院にいけない子、戦争でころされる子どもも、いっぱいいるよ、おとなのつごうでこどもをいじめないで）

「こどもだって、じぶんのことをまじるけんりがある」（第七条）（どこの国の子なのか、お父さんお母さんはだれなのか、わからなかったらこまっちゃまうよ。じぶんの名前、じぶんの国、じぶんの親を

しりたい、人間だもん)

「子どもだって、じぶんのかんがえをいうけんりがある」(第十二条) (わたしたちのいけんをちゃんと書いてね)

「子どもだって、じぶんできめるけんりがある」

(第十四条) (じぶんでかんがえたり、いいわるいをきめたり、宗教もえらんたりできるよ)

「子どもは健康にいきる権利がある」(第二十七条) (病気になったら、いちばんいい手当てをして、赤ちゃんや小さい子が死なないようにしなくちゃいけない。そのためにも、地球をよごさないで)

「病気や障害があっても、子どものけんりはおなじだよ」(第二十三条) (人間だもん、差別しないでね)

「子どもには、べんきょうをするけんりがある」(第二十八条) (小・中学校には、みんな、ただでかよえる。先生は、子どものこころやからだをきざ

つけるようなしかりかたをしてはいけない)

「子どもには、あそぶけんりがある」(第三十一条) (条)

「子どもを戦争にまきこまないで」(第三十八条) (戦争でけがしたり、ころされるのは、子どもなんだ)

「子どもは、こきつかわれたり、あぶないしごとをさせられたりしない」(第三十二条) (こころやからだをきざつけるしごとは、しなくてもいいんだよ)

「いろいろなほうほうで、じぶんらしさをあらわすけんりがある」(第十三条) (じゆうにはなしたり、字をかいたり、絵をかいたり、いろんなことをして、じぶんのきもちをあらわせるんだよ)

「やくそくをまもって」(第四条) (「子どもの権利条約」というやくそくをした国の政府は、やくそくがちゃんとまもられるように、法律をかえたり、しごとのやりかたをかえたり、できることはなんで

もしなければいけない)

など条約の中でも大事な条文について、子どものことばで述べられています。

ユニセフ親善大使として、アフリカやアジアを訪れた黒柳徹子さんが、この本の序文の中で述べているように、「……世界のすべての子どもが、みんな、のびのびと自由に成長していけるように、大人も子どもも、みんな条約の中身をよく理解し、協力し合って子どもの権利を守っていく、それが、この条約の理想です。……ただだって、はじめは子どもなんですから」ですし、名取弘文さんが、あとがきで指摘しているように、「……日本や世界の現実には、憲法や『子どもの権利条約』に書かれた理想とはずいぶんかけはなれている。だからこそ、すこしでも理想に近づけるために、子どもだって、じぶんの考えをいわなくてははいけないし、大人も子どもにも、このやくそくをおしえなくてははいけない……」と私も痛感します。

私が属している日本保育学会でも、学会として、または会員ひとりひとりが意識して、「子どもの憲法」ともいべき「子どもの権利条約」について、



保育研究や実践の中で、積極的に関心をもって取り組むことの必要性を、私はかねてから提唱してきました。

漸く、日本保育学会第四十六回大会（福岡教育大学）の自主シンポジウムにおいて、（一九九三年五月十六日）「子どもの基本的人権を守る生活の創造を―子どもの権利条約の理念に即して―」というテーマで、企画者安部富士男（日本体育大学女子短期大学）、司会者北原歌子（和泉短期大学）、シンポジスト新沢誠治（神愛保育園）、村山祐一（保育研究所）、安部富士男（安部幼稚園）、指定討論者黒田瑛（白梅短期大学）のメンバーで子どもの人権を守る立場から、「子どもの権利条約」について討論の場がもたれたことは、おそきに失する感もないではありませんが、非常に有意義でした。

企画者の安部富士男さんの企画要旨によりますと、「子どもの権利条約」は、既に一九八九年、国連で、全会一致で採択され、世界の多くの国々が批

准しているのに、日本はまだ批准していません（一九九三年五月現在）その間にも、学校、幼稚園、保育所、家庭、地域における子どもの権利侵害は増えつづけています。このきびしい状況の中で、日本も「子どもの権利条約」を批准し、その思想を、行政、福祉、教育を含め、子どもの生活の中に具現化することが緊急の課題になっています。日本保育学会でも、会員の一人ひとりが「子どもの権利条約」を視野において、それぞれの実践と研究をすすめていくことが大切であると考えて、表記のテーマで自主シンポジウムを企画したということです。

このシンポジウムに私も参加しましたが、残念ながら、参加者が少なく、まだまだ学会員一人ひとりが、「子どもの人権問題」についての関心の薄いことを知りました。

しかし、この自主シンポジウムに出席したメンバーは、夫々の立場で、積極的に発言していました。シンポジストを含めて、参加者たちから出たコメ



ント、提言、討論は必ずしも統一的なものではありませんでしたが、次のような問題が話題になりました。

日本の批准がおくれている理由は、昨年末のPKO法案強行採決での国会大波瀾、引きつづく金丸事件などで汚濁と腐敗にみちた政界、政治改革、不景気対策などに追われる政情の中で、「子どもの権利条約」の審議などは棚上げにされてきました。

やっと本国会で審議がはじまりましたが、政府訳の「児童権利条約」に対し、「こども権利条約」と呼ぶべきだとする意見の対立、又条約に沿って「非嫡出子」を差別する民法の改正や、「子どもの意見表明権や自己決定権」などを保障するための国内法の改訂を拒否する政府の見解に反対する考えなどの対立が解決されなのまま、批准されずにいます。このままでは、「子どもの権利条約」の理念は骨抜きになり、絵にかいた餅になってしまいます。画期的児童観の変革を要求される「子どもの権利条約」の

一刻もはやい批准は望ましいのですが、その根本哲学が失われるようであってはなりません。そのため、のねばり強い論議が必要です。

学校、幼稚園、保育所、地域社会におけるさまざまな権利侵害や差別の実態が訴えられました。たとえば

- ・ 障害児（者）の選別、排除、疎外による差別
- ・ 被虐待児の増加、相談事例
- ・ 幼児を含めての体罰
- ・ 「保育に欠けるとは」の問い直し
- ・ 生きること、命の大切さの認識
- ・ 育児休業法―権利意識の確立
- ・ 乳児の叫喚 幼児の反抗…も自己表現としての権利を認める
- ・ 保育所、幼稚園などでの子どもの発達権の保障―
- ・ 保育者の増員等現体制の変革
- ・ 保育者養成校での「子どもの権利条約」の学習の必要性

・政府、自治体へ「子どもの権利条約」の条文を守るように訴えること

これらの問題解決のために、育児相談、母親講座開催、家庭訪問、子育てコーナーの開設……をはじめいくつかの実践例の報告もありました。

今回かぎりではなく、今後も学会だけではなく、各地区でも、こんな集まりをもてるとよいと思えました。

日本でも「子どもの憲法」である「子どもの権利条約」が、その理想に少しでも接近する方向と内容で批准され、子どもが「独立した権利の行使者」として認められるためへの既存の価値観、子ども観の転換が求められます。

(日本保育学会常任理事)

